

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議 110711 「インターネット上の主に漫画についての権利侵害状況報告」

(1) YouTube (米 Google) における早売り・ネタバレ「スライドショー」の投稿

スライドショー：本来静止画である漫画をスライド化することで動画にしたもの。

早売り・ネタバレ：雑誌の公式発売日より以前に漫画をアップロードすること。特に絵をアップロードするのが「絵バレ」

(2010/02/22 「ワンピース 575」検索画面の一部) [資料1](#)

(同上 最大再生回数 1,053,143 回の動画) [資料2](#)

「週刊少年ジャンプ」2010No.12 (2/22 発売) 掲載の「ONE PIECE」第575話を
同年2/22に検索・削除した投稿動画は101本。

動画のうち最高再生回数は、1,053,143回。

集英社は昨年来、絵バレのスライドショーに対し徹底的な対策を実施。指紋認証検索システムを導入し、目視による検索・削除も含め、侵害の甚だしい5作品につき、上位5動画共有サイトについて継続的に検索・削除を行った。→ 一定の効果があつた。

しかし、動画投稿サイトはデータの流れて考えれば終着点、最後の泡のようなもの。スライドショーがアップされるまでに、複合的な侵害のプロセスを経ている。

【スライドショーULまでの仕組み】

日本での印刷物からのスキャニング (Raw Manga)

↓

ファイル共有ソフトに放流またはサイバーロッカー (ストレージサービス) にUL

↓

勝手に翻訳してデータ化 (スキャンレーション)

↓

海外ファンサブまたはサイバーロッカー (ストレージサービス) にUL

↓

スライドショーに加工、動画投稿サイトにUL

いわば氷山の一角である YouTube の動画のUL数・再生回数だけでも、インターネットにおける著作権侵害が著作権者個人が対応できる数とコストではないことが分かる。

→出版社に期待と責任

動画共有サイト対策が可能になった理由：Google が出版社の削除要請に即応してくれるようになったから。

現在は、日本、米国、EC各国の大手ISP、動画共有サイト、サイバーロッカーは、出版社の削除要請に応じるようになった。しかし、制度上は権利者ではない出版社に対し

て、最初から対応してくれたわけではない。主にビジネスチャンネルからの長期間の交渉により、近年「権利者保護とコンプライアンスには出版社を信頼した方がいい」というプラットフォーム側の意識の変化があったから。

そもそも、漫画は短時間で閲覧可能で、音楽等のような保存欲求が少ないので閲覧で消費は完結してしまう。短時間の公衆送信でも被害は大きく、発見が遅れるほど被害は拡大。プロ責法やDMCA準拠の Notice & Take Down でも正直間に合わない。

※巨大プラットフォームでも AppStore(Apple)はつい最近対応。中国の動画共有サイトは今年になって、DMCA対応や CODA の特別なルートでの削除に応じるどころがでてきた。RuTube (ロシア) は未だにロシア語対応のみ (成功例なし)。

(2) ファンサブ・ファイル共有ソフト・ユーザー

上記の結果、対策が大きく遅れているのが、権利者保護の意識もコンプライアンスの意識もない個人・コミュニティが運営するサイト (いわゆる「ファンサブ」) およびファイル共有ソフトの利用者たち。

※ファンサブ：本来「ファンサブ」は海外ファンによる日本アニメの侵害からスタートしたが、現在「漫画」に特化したサイトが多数存在する。

【デジタルコミック協議会の試み】

2010年初頭、海外ファンサブ6サイトに警告書を送付。

4サイトは無回答 Spectrum Nexus Stoptazmo.net

J~On(dejima,Wordpress.net) MangaFox

2サイトから回答 MangaHelpers：管理人は何もULしていない。全ては会員の責任。

あなたが権利者ならDMCA準拠で削除要請しろ。

Manga Toshokan：日本の出版社に協力するため日本からのアクセスを遮断する。

回答はともに盗人猛々しいものであったが、出版社が権利者ではないこと、簡単に法的アクションが起こせないことを見越していたものと思われる。

その後、日米出版社共同プレスリリース等の試みにより、

One-Manga (米国) Raw-paradise (米国) CHUING (韓国) 等の大型サイトは閉鎖またはデータ削除。

【主な悪質サイト】

Mangastream (米) [資料3](#)

現在最も深刻な巨大侵害サイト。未確認情報ながら月に2億円の広告収入あり。

多くの侵害サイト、侵害データのソースとなっている。

Mangafox(米) 資料 3

トップ画面 下に Their use is allowed under the fair use clause of the Copyright Law.
とクレジット。フェアユースの「居直り侵害」の典型。

MANGA VOLUME(?) 資料 4

Manhua.178 (中国) 資料 4

Gonline(中国) 資料 5

漫画全巻トレントジップ (日本)

ファイル共有ソフト Bit-trrent を利用しているため、侵害の確認ができない。 資料 5

【技術の進歩と I S P のサービスの多様化が、様々な権利侵害の態様を生み出す】

○技術の進歩 (高性能でパーソナルな「スキャナー」「デジタルカメラ (携帯電話のカメラ)」「画像編集ソフト」、大容量データの高速送信を可能にしたインフラやアップローダ、リンク、埋め込み等の技術、ファイル共有ソフト)

○ I S P のサービス (掲示板、ブログ、サイバーロッカー (オンラインストレージサービス)、オークション、ネット広告モデル)

→対策を困難にすると同時に、情報が加速度的に拡散。

【インターネット上での漫画の著作権侵害の特徴】

①短時間でも被害は甚大

②インターネット上の著作権侵害は、著作権者が個々に対応できる状況ではない。

③侵害者は多く個人であるため、損害賠償は期待できない。

④著作権者・出版社は、著作権侵害の被害 (逸失利益と市場の喪失) と検索・削除・訴訟等、侵害対策のコストで二重の負担を強いられている。

⑤『クールジャパン』日本は、米国、中国、ヨーロッパ各国のネットユーザーから一方的に侵害されるばかり。漫画に関する限り日本対諸外国のソフトパワーは全く不均衡。